

金属プレス製品製造業におけるその他の金属加工用機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	14～15	生産課作業場において、多軸タップ機を操作しているタップ工程作業中、治具の上に製品を置き手を引こうとした際に、誤って足踏みスイッチを押してしまい、タップ機が作動し、ドリル部が降りて左手甲部2ヶ所に当たり挫創した。	37	100～299
1	10～11	タップ加工作業中に製品に付着した切り屑を払っていたところ、右手中指付け根付近とタップが接触して巻き込まれた。（指先の巻き込まれ防止加工がされた手袋着用）その後、右手中指の脱臼骨折と診断され手術を行ったが、固定ピンを外すまでは完全な安静（手を使わない）を保つ必要がある。また、可動域が狭くなる等の後遺症がある可能性についても示唆された。	62	100～299
4	15～16	丸缶成形作業中、底蓋材補給の時にこぼれてしまい、あわてて拾おうとしたため停止レバー（クラッチ）を操作せずに手を出し、ターレットに挟まれ負傷した。	42	10～29
4	11～12	工場内において、品物に空いている穴（左右2カ所）にリユーターという先端がドリルのようにになっている機械をあて、面取り作業を行っていた。（機械を正面に置いて行う、立ち作業）左側に商品を渡す職員がおり、正面で作業を行い、右側に設置してあるパレットへ品物を流すという流れで行う。右側のパレットへ品物を置いて、体を正面に戻す際によそ見をしたまま戻った為、正面にある機械の位置を確認できず手が機械に接触しケガをした。	66	30～49
5	11～12	工場油圧ベンダーを使用してMIM焼結後のゲートカット作業をしている時に、製品を機械にセットした後にズレが発生したので指でズレを直す際、誤ってフットペダルを踏んで指を機械に挟み、右手人差し指を負傷した。	32	10～29

5	13～ 14	当社工場内でフォーミング加工機の段取り中に、左右にスライドする保護カバー間（クリアランス20mm）に左手の第4指と第5指を挟んでしまい負傷した。	19	50 ～ 99
9	16～ 17	工場内の材料切断作業場で切断機による切断作業をしている時に丸鋸の刃が可動する、切断機で材料を切らない時は刃を格納するところ、刃の自重で格納位置まで戻らず、少し刃が材料をセットするテーブルに出ている状態だった。作業者は、その状態に気が付かず次の材料を両手で持ってテーブルに置こうとして、回転した刃に右手中指を接触させた。	54	10 ～ 29
9	13～ 14	作業者が、当社工場内において自動ロボット機で生産中、パイプ加工品払い出しの左右の昇降リフトの上昇スピードが違うため、自動運転中スピコン調整する際に、誤って右手薬指爪半分位を、材料固定クランプに入れてしまい指先を挟んでしまった。	19	100 ～ 299
12	10～11	作業場において、架線金物部品（30×20×6mm）をボール盤でタップ切り作業中、テーブルに固定したレールに架線金物部品を送り込んでいた所、押しすぎて手が滑り、ドリル刃に左手中指が触れ負傷した。	47	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html